

日本支援者支援学会 企画委員会規程

第1条（目的）

本規程は、日本支援者支援学会（以下「本会」という。）会則に基づき設置する企画委員会の組織および運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（設置）

本会の事業の企画立案および中長期的発展戦略の策定を行うため、理事会の下に企画委員会を置く。

第3条（任務）

企画委員会は、次の事項を所掌する。

1. 学術大会、研究会、シンポジウム等の企画立案
2. 学会の中長期ビジョンおよび事業計画案の策定
3. 新規事業（部会設置、研修制度、国際連携等）の企画提案
4. 他学会・関連団体との連携事業の企画
5. 学会ブランド戦略および広報企画の立案
6. 理事会から付託された事項

第4条（構成）

1. 企画委員会は、委員長1名および委員若干名（必要に応じて、副委員長1名）をもって構成する。
2. 企画委員会には、委員長及び委員に加え、各委員会委員長（事務局長含む）も企画委員を兼任することとする。
3. 委員長は理事の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。
4. 副委員長および委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
5. 必要に応じて、理事以外の会員または外部有識者を委員として委嘱することができる。
6. 監事は、必要に応じて、オブザーバーとして出席することができる。
7. 会長は、オブザーバーとして出席することができる。

第5条（任期）

1. 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条（会議）

1. 企画委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 委員会は、必要に応じて随時開催する。
3. 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
4. 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

第7条（理事会との関係）

1. 企画委員会は、審議結果を理事会に報告しなければならない。
2. 重要事項については、理事会の承認を得て実施する。
3. 企画委員会は執行権限を有せず、事業実施は理事会の決定に基づいて行う。

第8条（部会・ワーキンググループ）

1. 企画委員会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。
2. ワーキンググループの設置および構成は、理事会に報告する。

第9条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

本規程は、2026年5月10日から施行する。